

青森県知事 木村 守男 殿

青森県情報公開審査会

会 長 石 田 恒 久

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成12年5月19日付け青企調第84号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成11年度企画部における主なる事業の進め方について等に係る一部開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

## 第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）は、対象となった行政文書のうち、平成 11 年度主要事業進捗状況調の 15 枚目の 20 行目に記録されている名字及び職名を除き開示することが妥当である。

## 第 2 諮問事案の概要

### 1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成 12 年 4 月 3 日、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月青森県条例第 55 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により「県企画部が作成した平成 11 年 4 月の「主なる事業の進め方」と平成 11 年 7 月の「主要事業進捗状況調」」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、平成 11 年度企画部における主なる事業の進め方について（以下「本件行政文書 1」という。）及び平成 11 年度主要事業進捗状況調（以下「本件行政文書 2」という。）を対象行政文書として特定した上で、本件行政文書 1 及び本件行政文書 2 のうち、以下の部分を条例第 7 条第 6 号に該当するとして、不開示とする一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 12 年 4 月 18 日、異議申立人に通知した。

#### (1) 本件行政文書 1 中

- ア P 13 の「2 組織委員会及び県の体制」の表中、12 年度以降の部分
- イ P 13 の「5 施設整備について」の全部
- ウ P 14 の（今後の処理方針）の中の「3 施設整備について」の全部
- エ P 29 の（処理期限及び処理日程）中、後段 2 行
- オ P 29 の（今後の財政負担）中、後段 2 行

#### (2) 本件行政文書 2 中

- ア P10の「(4)施設整備」の全部
- イ P11の「(2)大会の閣議了解について」中、後段2行
- ウ P11の「(3)施設整備について」の全部
- エ P11の「(4)庁内の大会支援体制の整備について」の全部
- オ P12の「(1)財政課への懸案事項」の全部
- カ P12の「(2)その他の補正」の全部
- キ P19の「4 今後の処理方針」中、2行目及び3行目

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成12年5月12日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分で不開示とされた部分のうち、以下の部分（以下「本件不開示部分」という。）を開示するとの決定を求めるといものである。

#### (1) 本件行政文書1中

- ア P13の「2 組織委員会及び県の体制」の表中、12年度以降の部分
- イ P13の「5 施設整備について」の全部
- ウ P14の（今後の処理方針）の中の「3 施設整備について」の全部

#### (2) 本件行政文書2中

- ア P10の「(4)施設整備」の全部
- イ P11の「(2)大会の閣議了解について」中、後段2行
- ウ P11の「(3)施設整備について」の全部
- エ P11の「(4)庁内の大会支援体制の整備について」の全部
- オ P12の「(1)財政課への懸案事項」の全部
- カ P12の「(2)その他の補正」の全部

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、総合すると、おおむね、次のとおりである。

- (1) 本件行政文書 1 及び本件行政文書 2 は、県企画部長に対して企画部の事務方がレクチャー（説明）を行った際に用いた資料である。  
従って、その記載内容には、レクチャー時点で確定している情報と、想定に基づいた情報とが含まれることは自明だ。
- (2) 青森県作成の「情報公開事務の手引」では、条例第 7 条第 6 号の解釈・運用について、「不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ」があるかどうかの判断は、「不当」との文言を付していることから明らかな通り、開示することの利益と不開示とすることの利益をしんしゃくしても、なお、開示のもたらす支障が重大な場合で、不開示とすることに合理性が認められる場合に、初めて、不開示となるとしている。  
ところが、実施機関は、開示する利益と不開示とする利益をどのように比較し、検討したのか一切を明らかにしていない。  
条例第 7 条第 6 号が明記した「不当に」混乱を生じさせることへの、具体的な主張、立証がないことは、まさに実施機関による不当な条例の解釈、運用というしかない。
- (3) 本件処分で不開示とされた部分の大半は、財政上の問題（施設整備に関する内容は、より金がかかる可能性を指摘しているかもしれない）に関するものであり、まさに県民が知りたいと願っている経費膨張の過程における情報であると思われる。開示することによる利益は、不開示にする利益を大きく上回ることは自明だ。
- (4) 理由説明書の内容をみると、「不開示とした理由を詳しく説明」したものが見当たらない。  
開示する利益と不開示とすることの利益をしんしゃくしないで、言い換えれば、条例の趣旨を踏まえ、定められた解釈・運用をしないで行われた処分だということを、実施機関は理由説明書を通じて明らかにしていることになる。
- (5) 本件異議申立てで不開示となっている情報は 5 6 億円の積算が公表される以前のもので、現在の積算作業とは直接関連のない情報になっている。  
従って、不開示となっている情報を開示することは、県民に対し、県がどのような過程を経て大会経費の膨張を受け止め、対処していったのかを検証する材料を手に入れる利益をもたらす。  
一方、これらの情報が明らかになっても、今後の積算作業に直接影響を及ぼすものとは考えられず、従って、県民が特段の不利益を被るとは考えられない。
- (6) 実施機関は第 7 条第 6 号規定を理由にしながら、不開示にするとの合理性を説明することができないのであるから、本件処分は不当である。

(7) 知事は平成11年11月29日、県議会の二大会派に対し、56億円の積算を説明した。

当然、知事と県はこの時点までに、いったん、平成11年4月や7月に検討している内容に「最終的な意思決定」を行っていたと考えるべきだ。

(8) 本件異議申立ての対象となっている企画部長に対する2つのレクチャー資料は、平成11年4月、7月に作成されたものである。従って、県がその当時、どんな内容の検討を行っていたとしても、その検討の結果が約56億円の積算額に反映され、直後に白紙撤回になったことを大半の県民が知っているのであるから、今回不開示になった情報が明らかになったとしても、「県の確定情報」と誤認される可能性はない。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が開示とした理由は、総合すると、おおむね、次のとおりである。

##### 1 本件行政文書1及び本件行政文書2について

本件行政文書1は、平成11年4月の年度当初に、部内各課の主要事業について、企画部長に対しその背景を説明し、部として検討するために作成した資料である。

アジア冬季競技大会については、県とJOCが設立した青森アジア冬季競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）が、その準備・運営に当たることになっている。

平成11年4月から組織委員会事務局とは別に県の担当組織も設けられたが、県が直接準備を担当していないことから、組織委員会事務局の担当者に確認のうえ、取りまとめたものである。

また、本件行政文書2については、同様の趣旨で、平成11年7月に、上記検討の後、必要な情報を把握するために取りまとめた資料であり、これについても組織委員会事務局と連絡調整を行いながら、その時点の情報を基に作成したものである。

##### 2 条例第7条第6号の該当性について

不開示理由については、本件処分決定通知書及び平成12年5月19日付け青企調第84号による諮問書に記載したとおり、「レク時点での想定であり、最終的な意思決定までの一段階にある情報であって、開示することにより県の確定情報として誤認され、県民の間で混乱を生じさせるおそれがあるため」開示しないこととしたものであり、それぞれの不開示情報については、以下の事情、経緯又は具体的な理由があったものである。

- (1) 個々の不開示とした部分についての最終的な意思決定の時点については、いずれについても不開示情報に関する県としての取扱い等が決定された時点を指すものである。
- (2) 本件行政文書 1 中、「組織委員会及び県の体制の中の 12 年度以降の取扱いについて」は、毎年度の人事・組織編成で決定されるものであり、将来の事項に関するものである。
- (3) 本件行政文書 1 及び本件行政文書 2 中、「施設整備について」は、アジア冬季競技大会については、現有施設で対応することとしており、その他の利用も含む施設整備に係る事項については、それぞれ所管課の事項である。
- (4) 本件行政文書 1 及び本件行政文書 2 の作成時点において、関係市町村や組織委員会から対応を求められていた競技施設及び関連施設の整備については、アジア冬季競技大会への利用とともに、施設全体の将来にわたる利用計画を踏まえて、それぞれの施設整備を担当する県の所管課で検討すべき事項である。
- (5) 本件行政文書 1 及び本件行政文書 2 の施設整備に関する記載内容については、所管課において具体的な方向性や整備内容等が決定されていない段階のものであり、また一部記載内容については、不正確な表現になっているものがあり、開示することにより県の確定情報と誤認されるおそれがあると判断したものである。
- (6) 本件行政文書 2 中、「大会の閣議了解について」は、県と組織委員会は大会を円滑に進めるため、閣議了解を得ることについて、文部省と協議していたが、県として事務手続が順調に進められた場合の想定を記載しているものである。
- (7) 本件行政文書 2 中、「庁内の大会支援体制の整備について」は、現実には、その事務は進められていない状況にある。
- (8) 本件行政文書 2 中、「その他」に記載している事項については、予算要求前の事前の相談の段階にある事項である。
- (9) 上記の(2)から(8)までの決定される前の協議段階にある情報を開示した場合は、確定したこととして誤解されると判断した。

## 第 5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と定められている（第3条）。

この趣旨から、条例は、原則開示の理念に立って、解釈・運用されるべきものである。

## 2 本件行政文書1及び本件行政文書2について

本件行政文書1及び本件行政文書2は、平成11年度における青森県企画部各課の所管する事業について、事業の概要、現状と課題、今後の処理方針、処理期限及び処理日程等又は今後の財政負担について記録されていると認められる。

## 3 条例第7条第6号の該当性について

(1) 条例第7条では、同条第6号に規定する「県の機関、国の機関及び県以外の地方公共団体の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当する情報が開示請求に係る行政文書に記録されている場合を除き、実施機関は、当該行政文書を開示しなければならないと定められている。

この趣旨は、「県の有するその諸活動を県民に説明する責務」及び「公正で民主的な県政の推進」の観点からすれば、県の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議といった県の意思決定等にかかわる情報は、できる限り公にされることが望まれるが、これらの情報の中には、時期尚早な段階で公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受け率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれたり、未成熟な情報が確定情報と誤認され県民の間に混乱を生じさせたり、投機等により特定の者に利益を与えたり不利益を及ぼすものなどがあり、これは、国の機関及び県以外の地方公共団体の機関の場合についても、同様であることから、このような情報は不開示とするというものである。

(2) そこで、本件不開示部分が同号に該当するかどうかについて検討する。

ア 実施機関は、開示しない理由を、当該時点での想定であり、最終的な意思決定までの一段階にある情報であって、開示することにより県の確定情報として誤認され、県民の間で混乱を生じさせるおそれがあるためとしており、決定される前の協議段階にある情報を開示した場合は、確定した事実として誤解されるためと主張する。

イ しかし、実施機関は、開示しない理由を、本件不開示部分を公にすると、上記の  
アのとおり、県の確定情報として誤認され、県民の間で混乱を生じさせるおそれ  
があるためとしているが、当該情報のうち、具体的に個々の不開示部分ごとに、これ  
を公にした場合に、それが具体的にどのように不当に県民の間に混乱を生じさせる  
おそれがあるのかについて明らかにしているとは認められない。また、当審査会に  
おいて個々の不開示部分ごとに審査した結果においても、そのようなおそれがある  
とは認められない。

(3) よって、本件不開示部分は、同号に該当しない。

#### 4 実施機関の主張しない条例第7条第3号の該当性について

本件行政文書2には、実施機関の主張しない条例第7条第3号に該当する情報が記録  
されていると考えられるので、同号の該当性について検討する。

(1) 条例第7条では、同条第3号本文に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人  
の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日そ  
の他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合するこ  
とにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の  
個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害す  
るおそれがあるもの」に該当する情報が開示請求に係る行政文書に記録されている場  
合を除き、実施機関は、当該行政文書を開示しなければならないと定められている。

この趣旨は、プライバシーに関する情報については、個人の尊厳を確保し、基本的  
人権を尊重するという観点から最大限に保護されるべきであるが、プライバシーは、  
個人の内面的な意識の問題であり、また、個人差があることから、その具体的な内容  
や保護すべき範囲を明確に規定し尽くすことは極めて困難であるため、「特定の個人  
を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別す  
ることができることとなるものを含む。）」と包括的に規定することにより、このよ  
うな情報は、原則として不開示とするというものであり、さらに、たとえ特定の個人  
が識別されない情報であっても、公にすることにより、個人の権利利益を害するこ  
とがあり得ることから、このような情報についても、原則として不開示とするとい  
うものである。

(2) 本件行政文書2の15枚目の20行目の42文字目から21行目の14文字目まで  
には、名字及び職名が含まれている情報が記録されているが、当該名字又は職名につ  
いては、公にされている他の情報と照合することにより、特定の個人を識別するこ  
とができることとなるものであると認められるので、当該名字及び職名が含まれる当該



情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

- (3) 次に、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する場合は、開示すると定めている。

そこで、上記の(2)の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが、同号ただし書イ、ロ又はハに該当するかどうかについて当審査会において審査した結果、そのいずれにも該当しないと認められる。

## 5 条例第8条第1項及び第2項の該当性について

- (1) 条例第8条第1項は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、不開示情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」と規定している。

- (2) そこで、本件行政文書2の一部に条例第7条第3号に該当する情報が記録されているので、当該行政文書について、同項の該当性を検討したところ、当該行政文書の構成からして、条例第7条第3号に該当する情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができると認められ、また、当該情報が記録されている部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められないので、当該情報が記録されている部分を除いた部分につき、開示しなければならないと判断する。

- (3) また、条例第8条第2項は、「開示請求に係る行政文書に前条第3号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と規定している。

- (4) 本件行政文書2には、上記の4の(2)のとおり、特定の個人を識別することができる

条例第7条第3号に該当する情報が記録されているので、当該情報について、同項の該当性を検討したところ、当該情報は、当該情報のうち、特定の個人を識別することができる名字及び職名を除くことにより、公にしても、当該個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるので、当該名字及び職名を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、条例第8条第1項の規定を適用し、当該名字及び職名を除いた部分を開示しなければならないと判断する。

## 6 結論

以上のとおり、本件不開示部分のうち、本件行政文書2には、実施機関の主張しない条例第7条第3号に該当する情報が記録されているので、当該情報を除き開示すべきであり、第1のとおり判断する。

### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

注 本答申中、行数は、情報（枠線及び罫線を含まない。）が記録されている行を上から数えたものであり、文字数は、記録されている文字（句読点を含む。）を行の左から数えたものである。

別 記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成12年 5 月19日	・ 実施機関からの諮問書を受理した。
平成12年 6 月12日 ( 第44回審査会 )	・ 審査を行った。
平成12年 6 月13日	・ 実施機関からの理由説明書を受理した。
平成12年 7 月 4 日	・ 異議申立人からの反論書を受理した。
平成12年 7 月14日 ( 第45回審査会 )	・ 審査を行った。
平成12年 8 月 4 日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの回答書を受理した。
平成12年 8 月 9 日 ( 第46回審査会 )	・ 審査を行った。
平成12年 9 月 1 日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの回答書を受理した。
平成12年 9 月 6 日 ( 第47回審査会 )	・ 審査を行った。
平成12年10月 3 日	・ 異議申立人からの意見書を受理した。
平成12年10月13日 ( 第48回審査会 )	・ 審査を行った。
平成12年11月 7 日 ( 第49回審査会 )	・ 審査を行った。

年 月 日	処 理 内 容
平成12年12月4日 (第52回審査会)	・審査を行った。
平成13年1月15日 (第54回審査会)	・審査を行った。
平成13年2月5日 (第55回審査会)	・審査を行った。
平成13年3月1日 (第56回審査会)	・実施機関からの意見聴取を行った。 ・審査を行った。
平成13年3月19日 (第57回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏名	役職名等	備考
安藤 清美	青森中央学院大学経営法学部専任講師	
石田 恒久	弁護士	会長
加藤 勝康	青森公立大学学長	会長職務代理者
中村 年春	青森大学地域問題研究所長・教授	
西村 恵美子	青森県読書団体連絡協議会会長	